

諮問第2号

中央体育館の施設の使用許可処分の審査請求について

審査請求人以外の者に対し平成25年12月18日付けで大阪市中央体育館の指定管理者が行った大阪市中央体育館の施設の使用許可処分に関し、審査請求人有藤一人より審査請求があったので、別紙の裁決書（案）を添えて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の4第2項及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）による改正前の地方自治法第244条の4第4項の規定に基づき議会の意見を問う。

平成29年9月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

(別 紙)

大経ス第 号

裁決書 (案)

審査請求人 有藤 一人

審査請求人が平成28年11月15日付けで行った大阪市中央体育館の施設の使用許可処分に係る審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

理 由

第1 不服の要旨

1 審査請求の要旨

大阪市中央体育館（以下「中央体育館」という。）の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）であるスポーツパーク八幡屋活性化グループ（以下「処分庁」という。）が平成25年12月18日付けで株式会社キョードーマネジメントシステムズ（以下「使用者」という。）に対して行った中央体育館の施設の使用許可処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとともに、処分庁に対し、本件審査請求が行われた日以後において、観客によるジャンピングを伴う音楽ライブを開催する目的で中央体育館の施設の使用許可の申請をした者に対して使用許可処分を行うことを制限し、禁止し、又は同日以後に行われた当該使用許可処分を取り消すことを命ずる、との裁決を求める。

2 事案の概要

使用者は、音楽ライブ（以下「本件音楽ライブ」という。）を開催する目的で、平成25年12月12日付けで、中央体育館の第1体育場等の施設について、同月29日から同月31日までを使用日として大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号。以下「条例」という。）第5条の使用許可の申請を行ったところ、処分庁は、同月18日付けで本件処分を行った。審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分を不服として、また、将来における本件処分と同様の処分の禁止等を求めて、地方自治法第244条の4第1項及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）による改正前の地方自治法第244条の4第3項の規定に基づき、大阪市長に対し、本件審査請求を行ったものである。

3 審査請求の理由

本件音楽ライブの開催により発生した振動（以下「本件振動」という。）により中央体育館の周辺の建物が揺れ、住民は精神的被害を被った。特に請求人は、^{いっ}血圧が上昇して脳溢血等の危険な状態に陥る等した。

今後も本件振動と同様の振動が発生すると、中央体育館の周辺の建物にひずみ又は亀裂等が発生し、修理費用が必要となるため、中央体育館の周辺の住民の老後生活に支障をきたす。

また、観客によるジャンピングを伴う音楽ライブの開催により中央体育館の周辺の住民に精神的被害等が生じることは、条例第6条第3号の「管理上支障があるとき」に該当する。

第2 裁決の理由

- 1 本件審査請求のうち本件処分の取消しに係る部分については、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行われていないものであるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号。

以下「改正前の行政不服審査法」という。) 第14条第1項に反し不適法である。

この点について請求人は、本件振動による被害を一刻も早く解決するために本件審査請求より先に訴訟を提起したこと等から、改正前の行政不服審査法第14条第1項ただし書に定める「天災その他審査請求をしなかつたことについてやむをえない理由があるとき」に該当する旨主張する。

しかしながら、請求人が上記で述べる事情が存したことは、本件処分について審査請求を行うことを妨げるものではないことから、改正前の行政不服審査法第14条第1項ただし書に定める「天災その他審査請求をしなかつたことについてやむをえない理由があるとき」には該当せず、請求人の上記主張には理由がない。

2 本件審査請求のうち本件処分の取消しに係る部分以外の部分については、本件審査請求が行われた日以後において、観客によるジャンピングを伴う音楽ライブを開催する目的で中央体育館の施設の使用許可の申請をした者に対して使用許可処分を行うことを制限し、禁止し、又は同日以後に行われた当該使用許可処分を取り消すことを命ずることを求めるものであるが、法令上、処分についての審査請求は、行政庁が処分を行った場合において、当該処分に不服がある者がすることができるところ、審査請求がされた時点において未だ存在しない処分について、これを制限し、禁止し、又は取り消すことを命じることを求める旨の審査請求をすることは認められていない。

3 以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、本件審査請求のうち本件処分の取消しに係る部分については、改正前の行政不服審査法第40条第1項を適用し、本件審査請求のうち本件処分の取消しに係る部分以外の部分については、行政不服審査法第45条第1項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成29年 月 日

大阪市長 吉 村 洋 文 印

教 示

この裁決（本件審査請求のうち本件処分の取消しに係る部分に限る。）について不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、大阪府知事に対して、再審査請求をすることができる。

(参 考)

地方自治法（抄）

（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）

第244条の4 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

3 省 略

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）
による改正前の地方自治法（抄）

（公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て）

第244条の4 省 略

2 省 略

3 普通公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第1項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 - 6 省 略